

廃消火器リサイクルご担当者 様



消火器リサイクル推進センター通信



関係者に回覧してください

発行: (株)消火器リサイクル推進センター
電話: 03-5829-6773

最近は週末になると天気が崩れる傾向が続いています。もう間もなく6月ですが、沖縄と九州の一部はすでに梅雨入りしたそうです。これからジメジメ嫌な季節がやってきますが、カラッとさわやかな気持ちで頑張りたいと思います。湿度が上がると熱中症のリスクも高まりますので、水分補給を忘れずに。くれぐれも健康に気を付けてお過ごしください。



広域認定証が更新されました！差し替えをお願いします！

2025（令和7）年5月7日付で広域認定証が更新されましたので、廃消火器収集運搬車両での携帯を最新の認定証に差し替えていただきますようお願いします。

「一般廃棄物（1枚）」と「産業廃棄物（1枚）」で別々の認定証が発行されています。廃消火器を収集運搬する際は、新しい認定証（上記2枚）と処理施設一覧、受取伝票を携帯してください。

今回の変更申請理由：中間処理施設の事業譲渡（2社）、会社組織変更に伴う再申請、メーカー系収運業者の追加など

広域認定証のダウンロード方法



最新の広域認定証PDFデータは、ログイン画面内のほか、推進センターホームページのトップ画面のコンテンツ「01 登録事業者の方」からもダウンロードいただけます。

液体消火薬剤及び薬剤タンクの対象外品目混入防止対策のお願い



■ 消火薬剤の回収

広域認定で回収できる液体消火薬剤は消火器またはパッケージ型消火設備（自動式除く）等から発生するものに限定しています。回収対象外の消火薬剤を回収すると法律違反となります。

とくに、消火装置用泡消火薬剤やPFOS・PFOA含有消火器から液体消火薬剤をポリ缶に移し替えたものは、当リサイクルシステムでは回収できませんのでご注意ください。メーカー等へ引き渡す際は、ポリ缶に「排出者名」「種別」「薬剤名」「PFOS・PFOA非含有」を記載してください。※記載がないものや確認ができない場合は、回収せずに返却となります。

■ 薬剤タンクのための回収

パッケージ型消火設備やダクト用の消火薬剤が入ったタンクのみを回収またはメーカーへ引き渡す場合は、製品名や型番などの情報を必ずご確認ください。銘板やラベル、製品名などで対象品目であることが確認できない場合は、回収できませんのでご注意ください。

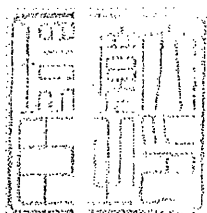
帳簿統括表のご報告ありがとうございました

2024年度帳簿統括表のご報告ありがとうございました。今回、最終期限までに報告がなかった特定窓口6社につきましては誠に遺憾ながら委託契約条項に則り契約を解除しました。

ご注意ください

当リサイクルシステムの保管場所掲示板・車両表示は、通常の産業廃棄物・一般廃棄物許可のものと異なります。必ず、廃消火器リサイクルシステム用の掲示板・車両表示をお使いください。

消火器リサイクル推進センター通信に関するご意見は
広報担当：FAX 03-5829-6774 までお願いします



環循適発第 2505074 号

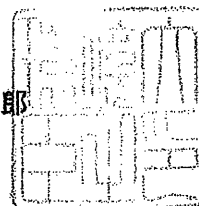
認 定 証

東京都台東区蔵前三丁目 15 番 7 号
一般社団法人日本消火器工業会
代表理事 初田 和弘 殿

下記のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 9 条の 9 第 6 項の変更の認定を受けた者であることを証する。

令和 7 年 5 月 7 日

環境大臣 浅尾 慶一郎



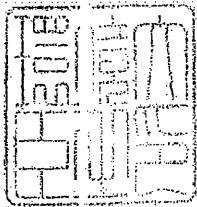
記

1. 認定の年月日 平成 21 年 12 月 28 日
2. 認定番号 平成 21 年第 3 号
3. 広域的処理に係る特例の対象となる廃棄物の種類

廃消火器（消火器の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十七号）第一条の二第一号に規定する消火器若しくはその部品若しくは附属品又は消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十八号）第一条の二から第八条までの規定に適合する消火薬剤が一般廃棄物となったものをいう。）

4. 処理を行う区域

全国



環境規発第 2505071 号

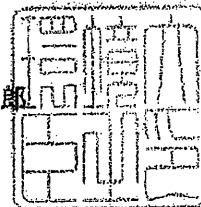
認 定 証

東京都台東区蔵前三丁目 15 番 7 号
一般社団法人日本消火器工業会
代表理事 初田 和弘 殿

下記のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する第 9 条の 9 第 6 項の変更の認定を受けた者であることを証する。

令和 7 年 5 月 7 日

環境大臣 浅尾 廉一郎



記

1. 認定の年月日 平成 21 年 12 月 28 日
2. 認定番号 第 179 号
3. 産業廃棄物の種類

一般社団法人日本消火器工業会（以下「被認定者」という。）の会員企業が製造した消火器、移動式粉末消火設備及びパッケージ型消火設備（以下「消火器等」という。）（被認定者の会員企業が他人に委託して製造した消火器等を含む。）が産業廃棄物となったもの

4. 処理を行う区域

全国